

令和4年度 鹿児島市

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用に係る

1号認定及び新2・3号認定のご案内

1 施設の種類の種類・支給認定について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」といいます。）が施行され、保育所・幼稚園のほかに、教育と保育を兼ね備えた認定こども園が創設されました。また、幼稚園についても、従来の幼稚園とは異なる新制度に移行した幼稚園ができました。

施設の種類の種類	特徴	保育料	教育・保育給付認定
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設	無料	必要
新制度移行の幼稚園	教育のみを提供する教育機関		
従来の幼稚園		月額2万5,700円まで無償 (国立大学付属幼稚園は月額8,700円まで)	不要

新制度に移行した幼稚園・認定こども園の利用を希望される児童は、お住まいの市町村から、利用資格の認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の入園を希望される方または令和4年4月から新制度に移行予定の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の継続通園を希望される方は、1号認定の手続きが必要になります。以下をよくお読みいただき、園を通じて申請手続きをしてください。

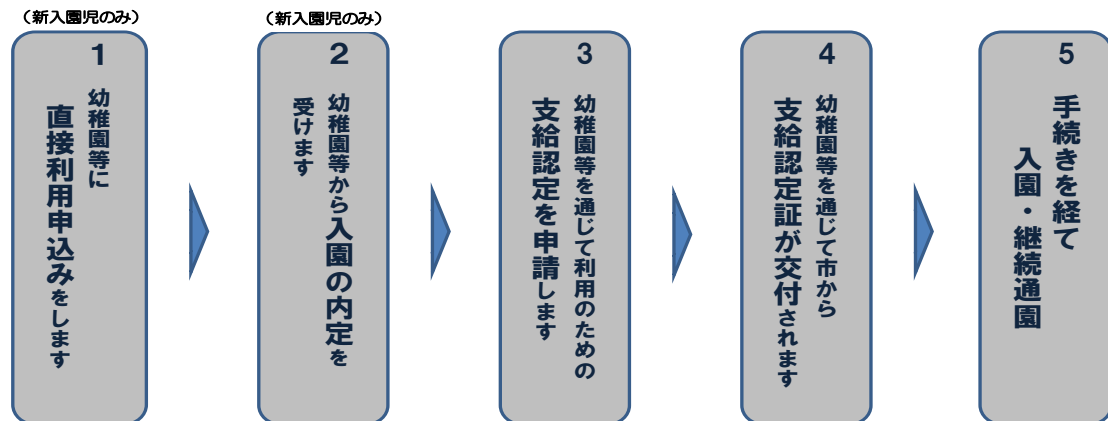
支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間 ^{※1}	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 ^{※2} (1日4時間を標準)	幼稚園 認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間(1日最長11時間) 保育短時間(1日最長8時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			

※1 施設によって異なります。

※2 教育標準時間外の利用については、預かり保育での利用となります。実施の有無につきましては、各園に直接お問い合わせください。

2 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）の入園（継続通園）までの流れ

1号認定の申請、支給認定証の交付は幼稚園、認定こども園を通じて行います。



- ※ 併願（幼稚園機能（1号）の申請を行いながら、保育所機能（2号）の利用を希望）の場合または保育所機能の利用のみを希望する場合は、2号認定の申請と利用の申込みを市へ行ってください（利用調整の結果、保育所機能を利用できない場合があります。）。詳しくは、「令和4年度鹿児島市保育所等利用申込案内」をご覧ください。
- ※ 併願の方で、最終的に1号の利用が決定し、2号の利用希望（待機）を続けたい場合は2号認定の申請を取り下げさせていただきます。2号の利用希望（待機）を続ける場合、1号で利用しながら2号利用をお待ちいただくこととなります。
- ※ 5月以降に入園する場合（満3歳になり1号認定として利用するなど）は、入園前までに各園を通じて随時申請を行ってください。

3 支給認定の申請方法及び必要書類

(1) 支給認定申請（1号認定）の対象児童

保護者が鹿児島市に住所を有し、かつ児童が幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）に入園が決定している児童。また、令和4年4月から新制度に移行予定の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の継続通園を希望される児童。鹿児島市以外に住所を有する方については、居住地の市町村へ申請してください。（申込書等は居住地の市町村へお問合せください。）

(2) 申請書の提出先

各幼稚園、認定こども園

- ※ 申請受付時に、マイナンバー（個人番号）の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー（個人番号）の確認」と「本人確認」の証明書類（例：通知カード（記載事項（氏名、住所、生年月日等）に変更がない場合に限り確認書類として有効。）＋運転免許証、マイナンバー（個人番号）入り住民票の写し＋運転免許証等）を提示していただく必要があります。マイナンバーカード（個人番号カード）を提示していただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能です。

(3) 必要な書類

子どものための教育・保育給付支給認定申請書（1号認定用）

4 預かり保育の無償化について

(1) 施設等利用給付認定

① 概要

令和元年10月から教育に係る利用料は無償化されましたが、預かり保育については、3歳児(※1)～5歳児または住民税非課税世帯の満3歳児(※2)のうち、保護者全員が下表の「保育を必要とする事由」に該当する場合のみ、無償化の対象となります。(該当しない場合、預かり保育料は実費負担となります。)下表のいずれかに該当する場合は必要書類を提出の上、無償化のための手続き(「施設等利用給付認定申請」)を行ってください。申請いただいた内容に変更がある場合(例:仕事を退職した、就労時間、勤務先に変更があった等)は変更届が必要となります。また、認定の要件に該当しない場合、認定を取り消すことができます。

※1 3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

※2 満3歳児…3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

満3歳児については、課税世帯の場合は申請をいただいても却下となりますのでご注意ください。

保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)
就労(1か月60時間以上)	子どもの小学校就学前まで
疾病・負傷・障害	
同居親族の常時介護・看護	
災害復旧	
児童虐待やDVのおそれがあること	
学校、専修学校、職業訓練等 (1か月60時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
妊娠・出産(産前産後期間)	出産(予定)日の6週間(多胎児の場合は14週間)前から出産日から8週間を経過した日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
求職活動(起業準備を含む) (1か月60時間以上)	90日を経過する日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
育児休業の間の継続利用 ※育児休業取得前に1号認定で利用している施設で、預かり保育を継続して利用する場合のみ	育児休業復帰日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)

② 無償化の上限

施設等利用給付認定区分	年齢	保育の必要性	預かり保育利用料 無償化の上限
新2号認定	3歳児～5歳児(※1)	あり	(1)利用日数×450円(月額上限11,300円) (2)施設に支払った利用料金の月内総額 (1)(2)のうちいずれか小さい方。
新3号認定	住民税非課税世帯の 満3歳児(※2)	あり	(1)利用日数×450円(月額上限16,300円) (2)施設に支払った利用料金の月内総額 (1)(2)のうちいずれか小さい方。

※1 3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

※2 満3歳児…3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

③ 幼稚園・認定こども園と他施設の併用について

幼稚園・認定こども園と他施設の併用は、幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準の預かり保育を実施していない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の園を利用している場合)のみ、他施設の利用料が無償化の対象となります。対象施設や無償化の上限は下記のとおりです。

対象の施設・事業	認可外保育施設(企業主導型保育施設は別制度) 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
無償化の上限	3歳児(※1)～5歳児…利用料が月額合計1万1,300円まで無償 0歳児～2歳児…住民税非課税世帯のみ利用料が月額合計1万6,300円まで無償

※1 3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

④ 施設等利用給付認定の申請方法及び必要書類

ア 申請書の提出先

- ・各幼稚園、認定こども園
- ・鹿児島市保育幼稚園課又は各支所福祉課・保健福祉課

※ 申請受付時に、マイナンバー（個人番号）の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー（個人番号）の確認」と「本人確認」の証明書類（例：通知カード（記載事項（氏名、住所、生年月日等）に変更がない場合に限り有効。）＋運転免許証、マイナンバー（個人番号）入り住民票の写し＋運転免許証等）を提示していただく必要があります。マイナンバーカード（個人番号カード）を提示していただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能です。

イ 必要な書類

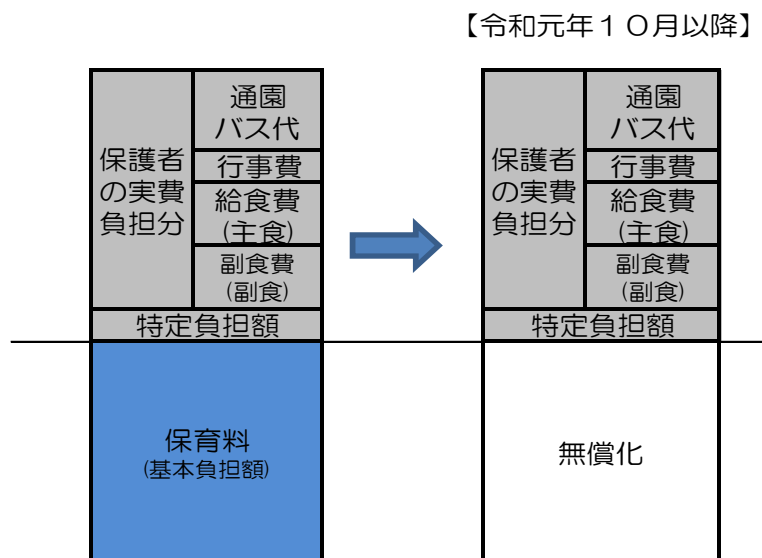
- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・3号利用給付認定用）
- ・保育を必要とする状態を証明する書類（就労証明書、診断書等）

※ 就労証明書や診断書等の添付書類の証明日は11月1日以降でないとう付ができません。

※ 施設等利用給付認定は事前申請となります。認定開始日は申請日より前に遡及することはできません。

(2) 特定負担額（上乗せ徴収）、実費徴収

保育料とは別に給食費、制服代、通園バス代、入園料等の実費徴収が発生する場合があるほか、特定負担額（教員配置の充実などのための上乗せ徴収）が発生する場合があります。



【副食費の減免について】

年収360万円未満相当世帯の子ども、また、所得に関係なく、第3子以降（※条件があります）は副食費の減免対象になる場合があります。対象者につきましては、鹿児島市から園を通じてお知らせいたします。

※多子の算定基準について

	第1号認定子ども
年収360万円未満相当	兄・姉の有無に関わらず対象
年収360万円相当以上	小学校3年生までの兄・姉の年長者から数えて3番目に該当する児童